

バランスの良い食事で
免疫力 UP! 毎日果物
200g食べましょう。

果樹を巡る動き

・令和5年度果樹支援
対策予算概算要求の概
要について

p1

・令和4年度うんしゅう
みかん及びりんごの予
想生産量について

p4

中央果実協会からのお知らせ

・令和3年度果物の消
費に関する調査結果報
告書

p5

・令和3年度果樹農業
生産構造分析調査報告
書

p7

業務日誌、人事異動

p8

果物を食べて
応援しよう!

被災地を応援

果樹を巡る動き

令和5年度果樹支援対策予算概算要求の概要について

農林水産省農産局果樹・茶グループ(果樹振興班)

経営支援係長 高山周子

1. はじめに

全国の果実関係者の皆様におかれましては、日頃より、果樹振興施策にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本稿では、令和4年8月31日に農林水産省が公表した令和5年度予算概算要求のうち、果樹支援対策(果樹農業生産力増強総合対策)についてご紹介します。

2. 概算要求の基本的な考え方

果樹は、中山間地域を始めとする地域農業の基幹品目であるとともに、高品質な日本産の果実は、国内外から高く評価されています。他方、果樹農業は整枝やせん定等に高度な技術を要するうえ、収穫など機械化が困難な作業が多いことから労働集約的な構造となっており、生産者の減少や高齢化、後継者不足と相まって生産基盤がぜい弱化しており、国内外の需要に生産が対応しきれていない状況にあります。

こうした状況を踏まえ、令和2年4月に公表した「果樹農業振興基本方針」において、これまでの供給過剰基調に対応した生産抑制的な施策から、低下した供給力を回復し、生産基盤を強化するための施策に転換することとしました。

本基本方針の実現に向け、果樹支援対策においては、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形や優良品目・品種への改植・新植等の取組や、まとまった面積での省力樹形・機械作業体系の導入等、生産基盤を強化する取組を支援してきたところです。しかしながら、担い手不足の解消は十分に進んでいないことから、令和5年度予算概算要求では、これまでの支援内容に加え、新たな担い手の確実な確保に向けた取組を支援するメニューの新規拡充等を要求してまいります。

次項では、概算要求の主な内容をご紹介します。

3. 果樹農業生産力増強総合対策

我が国の果樹産地の生産基盤を強化するため、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形や優良品目・品種への改植・新植等の取組や、まとまった面積での省力樹形・機械作業体系の導入等の取組を引き続き支援します。また、令和5年度は、果樹農業の新たな担い手の確保・定着に資する総合的な取組を新たに支援するほか、国産果実の流通加工への支援を拡充要求します。

(1) 果樹経営支援対策事業・果樹未収益支援事業(拡充)

労働生産性の向上が見込まれる省力樹形や優良品目・品種への改植・新植等を引き続き支援します。また、これら事業を活用した改植・新植に伴い生じる未収益期間の幼木の管理費用を定額支援します。

更に、小規模園地整備、多目的防災網を含む防風ネット等の設備の導入、放任園地発生防止対策等の取組に対し支援します。

(2) 未来型果樹農業等推進条件整備事業

・新産地育成型及び既存産地改良型

労働生産性を抜本的に向上させたモデル産地の育成を引き続き支援します。具体的には、平坦で作業性の良い水田を活用した樹園地への転換や、中山間地等の既存産地での基盤整備による園地条件の改善を通じた、一定規模以上のまとまった面積での省力樹形及び機械作業体系の導入等の取組や、早期成園化のための大苗の育成、経営の継続・発展に係る取組を総合的に支援します。

持続的生産強化対策事業のうち

果樹支援対策（果樹農業生産力増強総合対策）

【令和5年度予算概算要求額 6,427（5,102）百万円】

<対策のポイント>

担い手不足による生産基盤の脆弱化を踏まえ、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形や優良品種・品種への改植・新植等の取組を支援するほか、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地の育成を行うため、まとまった面積での省力樹形・機械作業体系の導入に係る取組に加え、これらと一体となった新たな担い手の確保・定着に資する取組等を支援します。

<事業目標>

果実の生産量の拡大（283万t〔平成30年度〕→308万t〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 優良品種・品種、省力樹形の導入支援

優良品種・品種への改植・新植と、それに伴う未収益期間における幼木の管理に要する経費を支援します。特に、平坦で作業性の良い水田等への新植、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形の導入を推進します。

2. 果樹のモデル産地育成支援

① 労働生産性を抜本的に高めるための面的支援

一定規模以上の水田の樹園地転換や既存産地の改良と併せて、小規模園地整備、改植・新植、早期成園化や経営の継続・発展に係る取組等を支援します。

② 新たな担い手への支援（新規）

担い手の就農・定着のための産地の取組と併せて行う、改植・新植や小規模園地整備、出荷調整作業等に必要な設備の導入等を一体的に支援します。

3. 苗木・花粉供給体制整備への支援

省力樹形の導入等に必要な苗木や国産花粉の安定生産・供給に向けた取組を支援します。

4. 国産果実の流通加工への支援（拡充）

慢性的な供給不足となっている加工・業務用等の国産果実の省力的生産・出荷の実証等の取組や、国産果実の供給が脆弱な春期に出荷が可能な技術の導入を支援します。

<事業イメージ>

【優良品種・品種、省力樹形の導入支援】

<省力樹形の例>

根域制限栽培（みかん）
密植・受光体勢の最適化で
慣行比2倍以上の単位収量



ジョイント栽培（なし）
従来の棚栽培と比較して
剪定作業時間40%短縮



<改植（括弧内は新植）の支援単価の例>

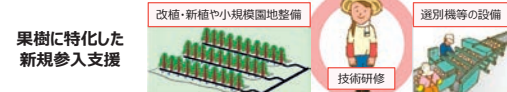
品目	慣行栽培	省力樹形栽培		未収益期間対策
かんきつ	23（21）万円/10a	111（108）万円/10a（根域制限栽培）		5.5万円/10a ×4年分 ※ 幼木管理経費 (品目共通)
りんご	17（15）万円/10a	53（52）万円/10a（高密植低樹高栽培）	73（71）万円/10a（超高密植栽培）	
なし	17（15）万円/10a	33（32）万円/10a（ジョイント栽培）		

【果樹のモデル産地育成支援】

<労働生産性を抜本的に高めるための面的支援>



<新たな担い手への支援>



【お問い合わせ先】（1～3の事業）農産局果樹・茶グループ（03-3502-5957）
（4の事業）農産局園芸作物課（03-3501-4096）

<事業の流れ>



果樹支援対策（1. 優良品種・品種、省力樹形の導入支援）

果樹経営支援対策事業・果樹未収益期間支援事業

我が国の果樹産地の生産基盤を強化するため、産地計画に位置付けられた担い手等を対象として優良品種・品種への改植・新植、小規模園地整備等の取組を支援します。

特に、平坦で作業性の良い水田等への新植や、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形の導入を推進します。

果樹経営支援対策事業

1. 改植・新植支援

優良品種・品種への改植・新植を支援。
特に、平坦で作業性の良い水田等への新植や、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形の導入を推進。



（1）改植（新植）支援単価

（※補助対象となる
植栽密度を別途設定）

① 慣行樹形等

みかん等のかんきつ類 23(21)万円/10a
りんご等の主要果樹 17(15)万円/10a
りんごのわいび栽培、加工用ぶどうの垣根栽培 33(32)万円/10a
上記のいずれにも該当しない改植・新植 補助率1/2以内

② 省力樹形

超高密植（トールスピンドル）栽培（りんご） 73(71)万円/10a
高密植低樹高（新わいび）栽培（りんご） 53(52)万円/10a
根域制限栽培（みかん等のかんきつ類） 111(108)万円/10a
根域制限栽培（ぶどう、なし、もも等） 100(99)万円/10a
ジョイント栽培（なし、もも、すもも、かき等） 33(32)万円/10a
朝日ロンパス方式（りんご） 33(32)万円/10a
V字ジョイント栽培（なし、りんご、もも等） 73(71)万円/10a
上記のいずれにも該当しない改植・新植 補助率1/2以内

（2）面積要件

改植・新植面積が地続きで概ね2a以上

2. 小規模園地整備等

生産性の高い園地づくりに向けた取組を支援。

（1）補助対象となる取組

園内道の整備、傾斜の緩和、土壌・土層改良、用水・かん水施設の設置、排水路の整備等

（2）補助率

1/2以内

（3）面積要件

受益面積が地続きで概ね10a以上
（土壌・土層改良は地続きで概ね2a以上）

3. 設備の導入支援

防風ネット（多目的防災網も対象）、防霜ファン、モレール等の設置を支援。

（1）補助率

1/2以内

（2）面積要件

受益面積が地続きで概ね10a以上



防風ネットの設置

4. 放任園地の発生防止対策

作業条件の悪い園地や、病害虫による被害等の温床となる荒廃園地等の解消・発生防止に向けた、産地内での合意形成に基づき行う伐採や植林等の取組を支援。

（1）支援単価

みかん等のかんきつ類 10万円/10a
りんご等の主要果樹 8万円/10a

（その他の果樹は
補助率1/2以内）

（2）面積要件

地続きで概ね2a以上

果樹未収益期間支援事業

改植・新植後の農業代・肥料代等の幼木の管理経費を支援。

支援単価 22万円/10a

（＝5.5万円/10a×改植・新植実施年の翌年から4年分。初年度に一括交付）

<事業の流れ>



・ 担い手育成型(新規)

果樹産地における新たな担い手を確実に確保するため、担い手の就農・定着のための産地の取組や新規就農者育成総合対策等の伴走支援と併せて、果樹農業に新規参入する際に必要となる、改植・新植や小規模園地整備、出荷調製作業等に必要な設備のリース導入等を総合的に支援します。

(3) 果樹優良苗木・花粉安定確保対策事業

果樹生産に必要な苗木や花粉の安定供給を図るための生産体制の構築や苗木育苗のためのほ場の設置、省力樹形用苗木の育成及び国産花粉専用園地の育成に向けた取組を引き続き支援します。

(4) 果実流通加工対策事業(拡充)

加工・業務用の国産果実の供給不足に対応した、実需者との契約取引の導入、省力的生産・出荷技術の導入実証等の取組や、加工原料用向けの有機果樹導入等に向

けた取組を引き続き支援します。加えて、国産果実の供給が脆弱な春期に出荷可能な技術の導入を新たに支援します。

4. 終わりに

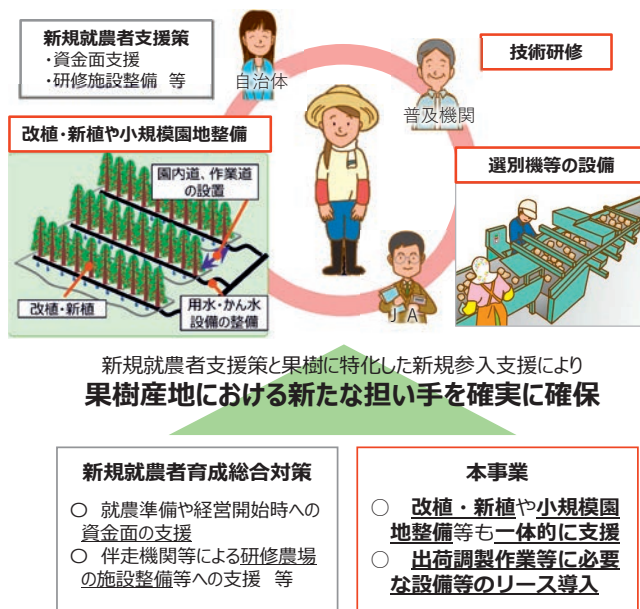
令和5年度予算については、今後政府内で検討を進め、本年12月に政府予算案として概算決定されたのち、国会での審議を経て成立することになります。このため、今回ご紹介しました予算要求の内容については、今後の予算折衝や実施要領等の策定の過程で変更となる場合がありますのでご留意ください。

また、予算要求の状況については各種機会をとらえて情報提供してまいりますので、産地の皆様におかれましては、担い手確保等の拡充内容も踏まえた事業活用をご検討いただければ幸いです。

果樹支援対策（2. 果樹のモデル産地育成支援）

未来型果樹農業等推進条件整備事業 担い手育成型

果樹産地において、担い手の就農・定着のための産地の取組や新規就農者育成総合対策等の伴走支援と併せて、**改植・新植や小規模園地整備、出荷調製作業等に必要な設備等を総合的に支援**します。



1. 支援対象者

新たな担い手の新規参入を支援する民間団体等

2. 補助対象となる取組・補助率

(1) 小規模園地整備

排水路の整備、土壌・土層改良、園内道の整備、傾斜の緩和等
補助率：1/2以内

(2) 改植・新植

優良品目・品種や省力樹形への改植・新植
補助率：定額（面積当たり1/2相当）、1/2以内

(3) 機械・施設のリース導入

補助率：1/2以内

(4) 改植・新植後の未収益期間の幼木管理

補助率：定額（22万円/10a
（＝5.5万円/10a×4年分））

(5) 省力技術研修

補助率：定額（3万円/10a）

(6) 出荷調製作業等に必要設備のリース導入

選別機、選別コンベア等及びそれらの利用・管理に必要な関連設備
補助率：1/2以内



みかんの根域制限栽培
（収量慣行比2倍以上）



省力技術研修

<事業の流れ>



果樹支援対策（４．国産果実の流通加工への支援） 果実流通加工対策事業

<対策のポイント>

国産果実の加工・業務用供給拡大や海外への安定供給に向け、

- 産地が主体となる省力化栽培・出荷技術等の実証、果実加工品の試作の取組を支援します。（補助率：定額）
- 高性能・高機能搾汁機等の整備や国産果実の春期供給強化による消費者ニーズへの対応を支援します。（補助率：定額、2分の1以内、3分の1以内）
- 加工・業務用果実の安定的な供給を実現するため、実需者とともに契約栽培の実証等を支援します。（補助率：定額）
- 海外への国産果実の安定供給のための物流体制の構築・鮮度保持技術の実証等を支援します。（補助率：2分の1以内）

<事業の内容>

1. 中価格帯・加工専用果実生産支援事業

消費者ニーズを捉えた果実加工品の試作、当該加工品の原料価格を想定した省力化栽培・出荷技術の実証等の取組を支援します。

2. 国産果実競争力強化事業

かんきつ果汁に係る経営分析・過剰設備の廃棄、全ての国産果実を対象とした高品質果汁製造設備等の導入を支援します。また、国産果実の供給が脆弱な春期に出荷が可能な技術の導入を支援します。

3. 加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業

加工・業務用等の果実の生産・流通実態を踏まえ、果実の選別及び出荷体制やサプライチェーンの構築、加工専用園地の作柄安定技術や省力化技術の実証、有機果樹の導入を支援します。

4. 果実輸送技術実証支援事業

国産果実を低コストで安定的に海外の消費者へ供給するために、物流体制の構築や、長時間輸送に適した鮮度保持技術・輸送資材の開発・実証を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 産地が主体となる生産・加工の取組の推進

- ・新たな果実加工品の試作による産地の収益力の向上。
- ・収量増加に繋がる剪定方法の改善。
- ・施肥方法の改善や防除作業の省力化による資材費の低減。
- ・摘果を省略した栽培の実証や省力出荷の検討。

2. 果汁製造業の競争力強化の推進、果汁製品の高品質化設備の導入、

春期供給技術の導入推進

- ・高機能搾汁機、長期保存施設等の導入。
- ・秋収穫の果実を春期に出荷するために必要な低温貯蔵設備等の導入。



3. 産地と果実加工業者が一体的に行う供給不足解消の取組の推進

- ・サプライチェーン構築のための供給・販売計画の策定、需要調査、規格策定。
- ・栽培実証データの取得・分析。
- ・加工専用園地における有機栽培への転換に必要な資材導入。



4. 海外への国産果実の安定供給のための取組の推進

- ・輸出に取り組む産地の連携による混載輸送の実証。
- ・鮮度保持技術や損傷防止資材等の開発に係る検討。



【お問い合わせ先】 農産局園芸作物課 （03-3501-4096）

果樹を巡る動き

令和4年産うんしゅうみかん及びりんごの予想生産量について

農林水産省農産局果樹・茶グループ（果樹振興班） 林 佑香

農林水産省は、我が国の主要な果樹であるうんしゅうみかんとりんごについて、出荷団体や生産者の高品質果実の計画的な生産・出荷に資するように、高品質果実の安定生産・出荷の実施のための取組及び令和4年産の予想生産量について公表しました※。

生産者及び出荷団体をはじめとする関係者の皆様には、高品質果実の安定生産・出荷のため、本公表を踏まえたきめ細やかな栽培管理と計画出荷の推進をお願いいたします。

※みかん

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/fruits/attach/pdf/index-52.pdf>

※りんご

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/fruits/attach/pdf/index-64.pdf>

（公表事項の概要）

1 うんしゅうみかん

令和4年産うんしゅうみかんの予想生産量は、前年産生産実績74.9万トンに比べて0.7万トン減となる74.2万トンを見込んでいます。

時期別の予想生産量は、早生温州は令和3年度実績44.2万トンから1.3万トン減となる42.9万トン、早生温州のうちハウスみかんは令和3年度実績と同等の1.8万トン、早生温州のうち極早生みかんは令和3年度実績12.4万トンから0.7万トン減となる11.7万トン、普通温州は令和3年度実績30.7万トンから0.6万トン増となる31.3万トンを見込んでいます（表1）。

高品質果実の安定生産及び供給のため、以下の取組をお願いします。

表1 令和4年産うんしゅうみかんの予想生産量(万トン)

	令和4年産 予想生産量	令和3年産 実績
うんしゅうみかん	74.2	74.9
早生みかん	42.9	44.2
ハウスみかん	1.8	1.8
極早生みかん	11.7	12.4
普通みかん	31.3	30.7

表2 令和4年産りんごの予想生産量(万トン)

	令和4年産 予想生産量	令和3年産 実績
りんご	73.6	66.2
つがる(早生種)	8.1	7.2
ふじ(晩生種)	38.5	33.6
その他(つがる、 ふじ以外の合計)	27.0	25.4

【生産】

- ・園地・樹体に配慮した結実管理による品質向上対策の推進
- ・仕上げ摘果等の実施による適正着果量の確保
- ・次年産以降の例年安定生産を見据えた摘果や結果母枝の確保等の樹体管理、優良品種への計画的な改植の推進

【出荷・販売】

- ・出荷時期の平準化のための適正な品種構成の検討
- ・適期収穫と出荷品質の確保・向上
- ・生産者間及び市場関係者等との緊密な情報共有による需要と供給のマッチング
- ・加工原料用果実の長期安定取引契約による安定取引
- ・輸出による販路拡大

2 りんご

令和4年産りんごの予想生産量は、令和3年産生産実績66.2万トンに比べて7.4万トン増となる73.6万トンを見込んでいます。

時期別の予想量は、つがる(早生種)は、令和3年産実績7.2万トンから0.9万トン増となる8.1万トン、ふじ(晩生

種)は令和3年産実績33.6万トンから4.9万トン増となる38.5万トン、その他は令和3年産実績25.4万トンから1.6万トン増となる27万トンを見込んでいます(表2)。

高品質果実の安定生産及び供給のため、以下の取組をお願いします。

【生産】

- ・園地・樹体に配慮した結実管理による品質向上対策の推進
- ・仕上げ摘果等の実施による適正着果量の確保
- ・次年産以降の例年安定生産を見据えた摘果や結果母枝の確保等の樹体管理、優良品種への計画的な改植の推進

【出荷・販売】

- ・消費者の嗜好にあった高品質果実の計画的な出荷と出荷品質の確保・向上
- ・産地、市場関係者等との緊密な情報共有による需要と供給のマッチング
- ・加工需要への安定的な供給
- ・輸出による販路拡大

中央果実協会からのお知らせ

令和3年度果物の消費に関する調査結果報告書

—需要促進部—

厚生労働省が実施している「国民健康・栄養調査」においては、20～40歳代の働き盛り世代で摂取量が大きく落ち込んでいる状況が長期間にわたり続いています。こうした中で、この2年間は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴って、かつて経験のしたことがないような大きな社会生活の変化を求められることになりました。

このため、令和3年度においては、経年変化をみるために調査を行っている果物の摂取状況、摂取意向・意識に加え、昨年に引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大が果物摂取に影響したかどうかについても調査を行いました。ここでは調査結果の一部を紹介しますが、紹介できなかった

データが多数掲載されている調査報告書を当協会のホームページの調査資料の欄に掲載していますので、ご覧ください。

(<https://www.japanfruit.jp/research/domestic.html>)

○ 調査対象者等

平成27年度国政調査の調査対象都道府県ごとの人口構成比に合わせて性別・年齢別に割付を行い、全国の満20歳以上70歳未満の男女2,000人を無作為抽出して、インターネット調査を実施しました。なお、本調査の対象とした果物には、いちご、すいか、メロンを含んでいます。

1. 果物をほぼ毎日摂取している人は4人に1人

果物の摂取頻度は、「ほとんど食べない」が23.4%と最も高くなっており、次に高いのが「ほぼ毎日」が23.0%で、令和2年度と順序は入れ替わりましたが、それぞれの割合はほぼ同じ値となっています。特に、男性の20代では35.4%、50代では33.7%が「ほとんど食べない」となっているなど、男性は女性に比べていずれの年代でも「ほとんど食べない」の割合が高くなっています。

一方、「ほぼ毎日摂取する」、「週に3～4日」など摂取頻度が高い人の割合は、前年と同様に年齢層が高くなるに従って高くなっていく傾向があり、特に女性でこの傾向が強く見られます。

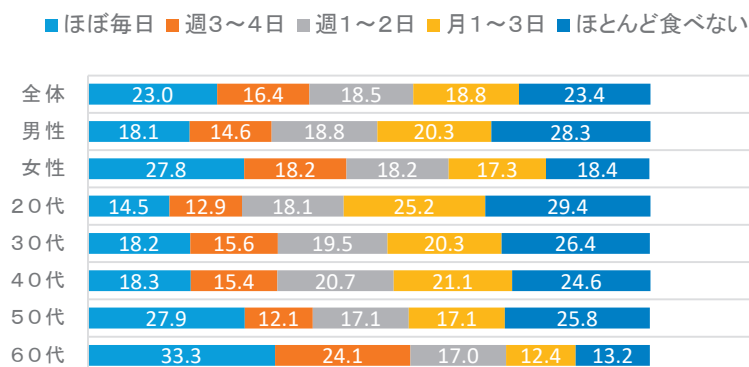
1日当たりの果物の摂取量では、「50グラムから100グラム未満」が最も多く31.9%、次いで「100グラムから150グラム未満」が29.3%でした。前年度は、「100グラムから150グラム未満」が最も多かったのですが、令和3年度は「50グラムから100グラム未満」が最も多くなりました。食事バランスガイドで推奨している1日200グラム以上を摂取できている人の割合は13.0%で、令和2年度の13.4%とほぼ同じです。

果物を1日に200グラム摂取できていない理由として、「値段が高く食費に余裕がないから」が44.9%、「一度にそんなに量を食べられないから」が38.1%、「他に食べる食品があるから」が36.8%となっており、これ以外の理由よりもかなり高くなっています。令和2年度と同様に「値段が高く食費に余裕がないから」が一番多い理由となりました。特に、20代から50代の女性では、「値段が高く食費に余裕がないから」という理由が50%を越えており、男女合わせた年代別でも20代から50代で「値段が高く食費に余裕がないから」という理由が最も高くなっています。

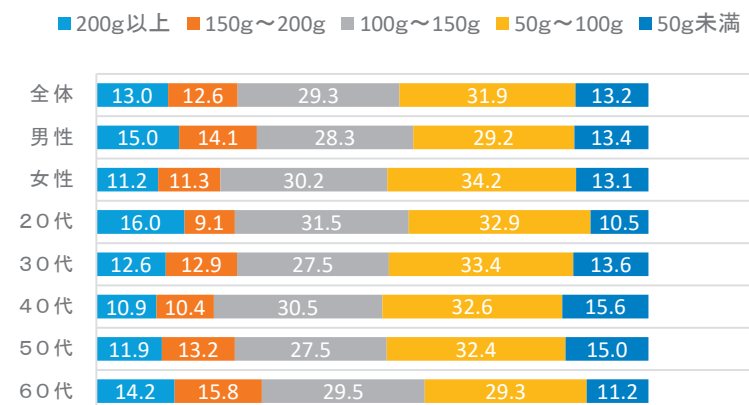
2. 20代では果物の摂取を増やしたいと思っている人が女性で5割を越える

今後の果物摂取の意向については、「特に変えようと思わない」が64.5%、「増やしたい」が34.4%となっており、令和2年度とほぼ同じ値となっています。20代では、「増やしたい」が男性で41.1%、女性が52.6%と他の世代に比べて高くなっています。年代別でみると、20代では増やしたいが46.8%ですが、年代が高くなるにしたがって増やしたいの割合が減少し、60代では23.2%となっています。なお、現在の果物摂取量別にみると、現在の摂取量が200グラム以上の層は増やしたいが47.2%とほぼ半数を占めていますが、100グラムから200グラムの層は36.0%、100グラム未満の層は32.4%と段々と低くなる傾向があります。

(図1) 果物の摂取頻度



(図2) 1日の果物摂取量



果物の消費量を増やすための提供方法については、「多少外観は悪くても割安な果物」が39.8%、「皮がむきやすいなど簡単に食べられる果物」が32.3%、「購入後傷みにくい果物」が22.5%、「カットフルーツやパックゼリーなど簡単に食べられる果物加工品」が19.1%の順になっています。令和2年度に比べて「多少外観は悪くても割安な果物」が5ポイント近く増加して第1位になっています。

3 新型コロナウイルス感染拡大により果物摂取量は変わらない人が84.8%、増えた人は10.5%

新型コロナウイルスの感染拡大による果物の摂取量は、変わらないが84.8%、増加したが10.5%、減少したが4.9%となっています。年代別でみると、増加したと回答した人の割合が20代では14.8%、30代では13.1%と1割を超えており、両世代とも前年より2～3ポイント高くなっています。また、果物摂取量別でみると、摂取量が多いほど増加した人の割合が高くなる傾向があり、特に200グラム以上の層では16.6%となっています。果物摂取量が増えた人の増加理由は、「家で食事やおやつを食べることが増えたから」が50.0%、「おいしいから」が48.6%、「健康増進のため」が47.1%、「免疫力・抵抗力の強化のため」が43.3%となっています。上位4つは前年度と同じです。摂取量が増加した果物の品目は、バナナが41.1%、りんごが40.0%、みかんが39.0%、キウイフルーツが29.0%、ぶどうが27.6%で、パインアップル、かきと続い

ています。令和2年度はりんごが1番でしたが、令和3年度はバナナが1番になりました。なお、上位5品目の種類は同じでした。

一方、果物の摂取量が減少した人の理由は、食費を節約しようと思ったからが49.0%で、外出を控えて買えなかったからが40.8%で、性別で見ると、食費を節約しようと思ったからが男性の43.9%に対して女性が52.6%と10ポイントほど高くなっています。

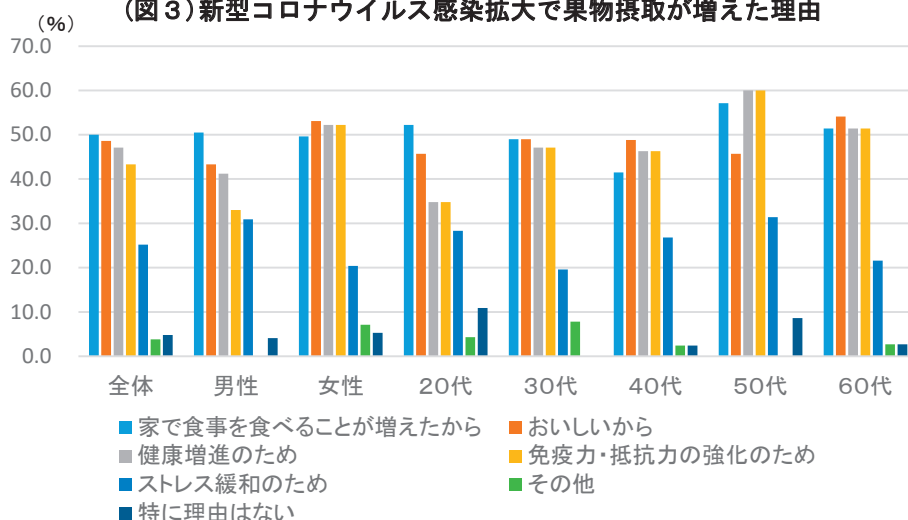
また、果物以外で摂取が増えた食品としては、麺類が14.2%、野菜が13.4%、ご飯が11.7%、乳製品が11.2%と1割台で並んでおり、令和2年度と順位は同じで、割合もほぼ同じです。

4 調査結果を振り返って

果物をほぼ毎日摂取している人の割合は23.0%となり、令和2年度とほぼ変わりませんでしたが、令和2年度は2番目だった「ほとんど食べない」が23.4%と順位が逆転しました。20代や50代の男性では、3割以上の人がほとんど食べない(月に1日未満)と果物の摂取動向は依然として低迷しています。

果物を1日200グラム以上摂取できている人の割合は13.0%にとどまっており、200グラム摂取できていない理

(図3)新型コロナウイルス感染拡大で果物摂取が増えた理由



由としては、「値段が高く食費に余裕がないから」が44.9%と令和2年度とほとんど同じ割合となりました。

令和3年度も、前年度に続いて新型コロナウイルス感染が果物消費に与えた影響について調査を行いました。果物の摂取量は、変わらないが84.8%で、増えた人は10.5%となり、令和2年度とほとんど同じ割合でした。新型コロナウイルス感染対策などについては、規制から共生へ変わりつつありますが、完全に収束したとは言えないことから、引き続き、注視する必要があると考えられます。

令和3年度果樹農業生産構造分析調査報告書

—情報部—

2020年農林業センサス結果のデータを用いて、果樹農業の生産構造を農産物販売金額規模別に集計・分析しました。分析の対象品目は、果樹全体のほか、かんきつ類、りんご及びぶどうであり、その対象品目について、販売目的で果樹を栽培した農業経営体のデータを抽出して集計し、分析しました。

分析項目は、法人化の状況、経営耕地の状況、1経営体当たりの栽培面積など、計16項目です。

詳細は次のサイトから見るができます。また、統計表のエクセルシートのファイルも参照できますので、関心のある方はご利用いただくと幸いです。

<https://www.japanfruit.jp/research/domestic.html>

分析結果の主な要旨は次のとおりです。

○果樹を栽培した経営体数は17万2,528経営体。そのうち、かんきつ類栽培は5万1,533経営体、りんご栽培は3万1,821経営体、ぶどう栽培は2万7,115経営体。

○経営体のうち、法人経営は2,698経営体(うち、かんきつ類栽培579、りんご栽培360、ぶどう栽培685)で、

法人化率は1.6%(かんきつ類栽培1.1%、りんご栽培1.1%、ぶどう栽培2.5%)。

○樹園地面積は12万6,978ha(うち、かんきつ類栽培4万5,830ha、りんご栽培3万2,205ha、ぶどう栽培2万15ha)。

○1経営体当たり果樹栽培面積は73.5a。品目別には、かんきつ類78.5a(かんきつ類を栽培した面積/かんきつ類を栽培した経営体数)、りんご80.0a(りんごを栽培した面積/りんごを栽培した経営体数)、ぶどう44.4a(ぶどうを栽培した面積/ぶどうを栽培した経営体数)。

○果樹栽培面積3.0ha以上の経営体数は4,993経営体(うち、かんきつ類栽培2,267、りんご栽培1,400、ぶどう栽培579)。

○経営主が65歳未満の経営体数は5万6,396経営体(うち、かんきつ類栽培1万6,511、りんご栽培1万1,631、ぶどう栽培9,421)で、そのうち経営主が女性の経営体数は3,240経営体(うち、かんきつ類栽培857、りんご栽培701、ぶどう栽培569)。

(公財)中央果実協会

編集・発行所

公益財団法人 中央果実協会

〒107-0052

東京都港区赤坂 1-9-13

三会堂ビル 2F

電話：03-3586-1381

FAX：03-5570-1852

編集・発行人

今井 良伸

印刷・製本

(有) 曙光印刷



Web サイト

URL:

www.japanfruit.jp

お知らせ

毎日くだもの 200 グラム運動
メールマガジン「くだもの&健康ニュース」を発刊しています。

多くの方の読者登録をお待ちしております。

メルマガの読者登録方法は
当協会下記ホームページをご覧ください。

<https://www.japanfruit.jp>

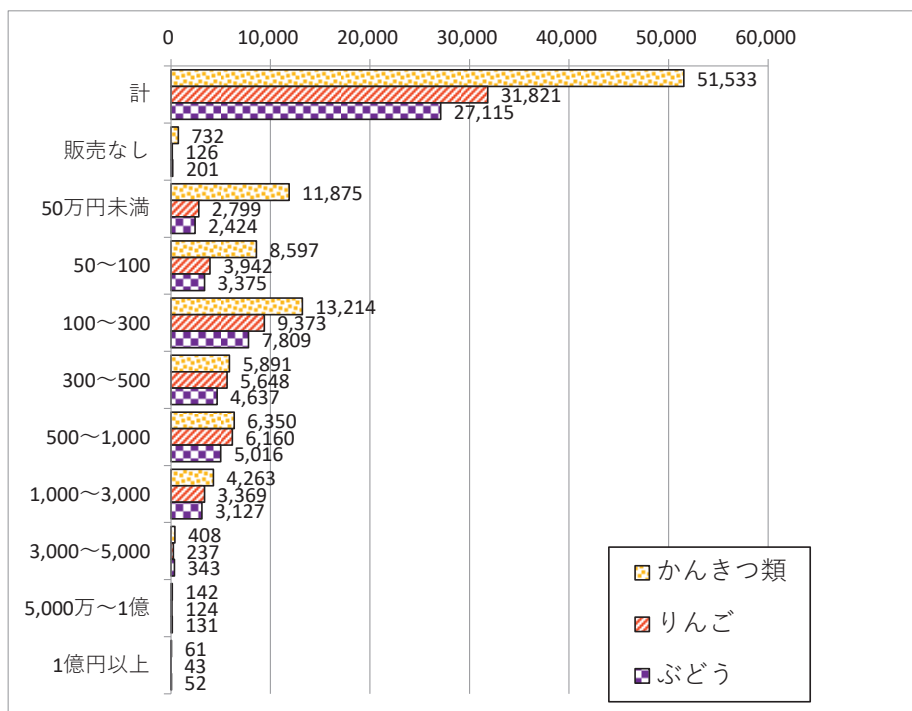


図 販売目的で果樹を栽培した経営体数(農産物販売金額規模別、実数)

- 後継者を確保している経営体数は3万7,108経営体(うち、かんきつ類栽培1万233、りんご栽培7,493、ぶどう栽培6,314)。
- 農業に60日以上従事した世帯員、役員・構成員(経営主を含む)数は、31万66人(うち、かんきつ類栽培9万584人、りんご栽培6万3,971人、ぶどう栽培5万3,491人)。
- 農業生産関連事業を行っている経営体数は2万6,910経営体(うち、かんきつ

類栽培5,703、りんご栽培4,916、ぶどう栽培5,532)。

- 有機農業(果樹)に取り組んでいる経営体数は1万2,750経営体(うち、かんきつ類栽培3,038、りんご栽培2,217、ぶどう栽培2,874)。

これらの結果を踏まえ、令和4年度は農林業センサスの個票データを活用して果樹農業構造に関する分析を行っています。

業務日誌、人事異動

(業務日誌)

- 4.8.1 全国みかん生産府県知事会議総会(都道府県会館)
- 4.8.2 果樹農業研究会(第1回)(於 三会堂ビル及びリモート開催)
- 4.8.4 果樹農業研究会(第2回)(於 三会堂ビル及びリモート開催)
- 4.8.5 中央果実協会事業公募選考委員会(第2回)(書面審査)
- 4.9.13 全国果実生産出荷安定協議会第2回かんきつ部会(リモート開催)

中央果実協会

(職員)

区分	新役職	日付	名前	旧役職
採用	審議役	4.6.1	尾崎 浩幸	
退職		4.6.30	菅原 誠治	総務部長
配置換	総務部長	4.7.1	尾崎 浩幸	審議役